

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐川町長 片岡 雄司

市町村名 (市町村コード)	佐川町 (39402)
地域名 (地域内農業集落名)	斗賀野地区 (舟床・川ノ内・西山・岩井口・塚谷・伏尾・山瀬・二ノ部・芝ノ坊・角口・狩場・野添・薄木・ 入寺山・大平・上美都岐・下美都岐・襟野々・川原田・兎田・砂止・楠谷・南谷・鉢ヶ森・古 用地・囃田・中谷・埴生ノ川)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月15日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業従事者の高齢化や米の価格下落、肥料・燃料の価格高騰などの複合的な要因により、耕作放棄地が増え続けている。また、水稻の栽培面積も減少しており、主食用米から飼料用米やWCS、ショウガ、ニラなどに切り替わっている。

当地域には、集落営農法人があり、作付面積も増加してきているが、継続的なオペレーターの確保や機材の調達・管理などが課題となっている。

地区の中心部では圃場整備を実施済みであるが、事業完了から年数が経過しており、農業用施設の老朽化が進んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農村環境を適切に保全する観点から、水稻栽培が中心となるが、ショウガやニラなどの高収益作物についても生産拡大を図る。

集落営農の効率化を図るために、農地の集約を進め、資機材の運用方法を改善する。

基盤整備未実施地区で事業導入の検討を行い、耕作条件の改善を図ることで、生産性を向上させるとともに耕作放棄地の発生を抑制する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	389 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	389 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内で概ね10年後に耕作が見込まれる農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や新規就農者、集落営農法人等を中心に集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
所有者の希望により、農地を集積・集約化する際に活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
未実施地区において、事業導入を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町や県、JAなどの関係機関と連携し、多様な経営体に対して営農支援を行う。また、施設園芸では新規就農者を確保するため、研修用ハウスの導入を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
共同防除などの農作業委託を継続的に行っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシの被害を防止するため、防護柵を設置する。また、被害情報を町と共有し、有害鳥獣被害対策を連携して進める。

⑦多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の取り組みを適切に実施し、農地の保全・管理に努める。